

## 中京大学教育後援会学業継続支援金 募集要項

教育後援会学業継続支援金は学業に精励している学部生で、大学に登録している保証人（父母あるいは主たる生計維持者）または学費支弁者の死亡・高度障害または失職（自己都合によるものを除く）などによる経済上で修学が困難となった学部生を対象に、教育後援会の審査を経て、支援金を支給する制度です。

対象者	学部生（教育後援会費の未納の学生を除く）
支給種別	見舞金
支給金額	20万円
支給回数	在学期間を通じて1回限り
受付時期	年間を通して受付
受付窓口	学生支援課 奨学金係
応募条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学に登録している保証人または学費支弁者の死亡、高度障害状態、失職（自己都合によるものを除く）、自己破産、倒産等により、経済上本学に修学することが特に困難と認められる者</li> <li>2. 単位修得状況に問題がない者</li> <li>3. 出願時、事由発生後6か月以内の者</li> </ol>
応募書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 所定の願書</li> <li>② 所得に関する証明書</li> <li>③ 事由を証明する書類</li> </ol>
審査方法	応募条件を満たした者のうち、成績および家計状況を勘案し、採用人数枠内で採用
支給方法	採用決定後、指定の金融機関口座に振り込み
採用までの流れ	<pre> graph TD     A[家計急変（保証人が死亡または高度障害を負った等）] -- "家計急変から6か月以内" --&gt; B[学生支援課へ申出・面談実施]     B -- "面談実施日から2週間以内" --&gt; C[応募書類の提出]     C -- "審査は8月、2月のみ実施 出願時に最も近い審査月に採否を決定" --&gt; D[教育後援会審査（8月、2月）]     D --&gt; E[支援金の支給]             </pre>